

一本松公園整備基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

令和7年10月
宇美町 都市整備課

1. 目的

本要領は、一本松公園整備基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、本業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2. 業務概要

（1）業務名

一本松公園整備基本計画策定業務委託

（2）目的

本業務は、宇美町が管理する一本松公園の自然的資源、観光的資源を有効に発揮し、ランドマークとなる公園として整備をするため、地域課題や周辺状況に対応し、民間活力の導入検討や住民意向・利用者ニーズに沿った整備を総合的に推進する基本計画を策定することを目的とする。

（3）業務内容

別紙「一本松公園整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル業務仕様書」のとおり

（4）履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

（5）整備候補地

福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字正楽3番地3

（6）面積

82.0ha（保安林及び砂防指定区域は除く。）

（7）地域指定

非線引き都市計画区域（用途地域：無指定、一部特定用途制限地域の指定あり）

（8）業務上限額

業務等に要する費用の上限は、20,933,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（9）公募型プロポーザル方式を採用する理由及び期待される効果

本業務は、官民連携事業の検討や住民意向・利用者ニーズを踏まえた基本計画の策定を目的としており、公園のポテンシャル評価や事業化手法の整理等の専門的知識及び豊かな経験が求められるものである。そのため、事業内容について提案者を募り、その中から相応の専門性、創意工夫及び業務遂行能力を総合的に審査し、最も適切と認められる相手方を選定する「プロポーザル方式」を採用する。

なお、より広い提案を受けるため、「公募型」を採用する。

3. 留意事項

本業務受託者の具体的な策定作業については、優先交渉権者選定後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を踏まえ、宇美町と協議の上決定するものとする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 令和7年11月7日現在、宇美町競争入札及び随意契約の参加資格審査並びに指名基準等に関する要綱(平成21年宇美町告示第43号)に基づく、令和6・7年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿に記載があり、測量コンサルタントの登録があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による申し立てをしていない、又はされていない者であること。
- (5) 次の者に該当するものでないこと。
 - ア 代表者及び役員等が暴力団(宇美町暴力団排除条例(平成22年宇美町条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の構成員(以下「暴力団員」という。)である、又は暴力団員が経営に事実上参加しているもの
 - イ 暴力団員を雇用しているもの
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有しているもの
- (6) 参加表明書及び企画提案書の提出期限の日において、宇美町から指名停止又は指名回避の措置をなされている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税等を滞納している者ではないこと。
- (8) 直近に確定した決算の決算日において、過去2年以上の営業経歴を有すること。
- (9) 本業務委託を履行するに当たり、管理技術者、照査技術者、担当技術者を1名配置すること。担当技術者の下に本業務を担当する技術者を複数配置することができること。
- (10) 管理技術者、照査技術者、担当技術者は、技術士(総合管理部門：建設-都市及び地方計画)又は技術士(建設：都市及び地方計画)の資格を有する者を配置すること。
- (11) 福岡県内に事業所を有する者であること。

5. 日程（応募状況や選考経過等により変更する場合があることに留意すること。）

項 目	日 程	備 考
公募開始	令和7年10月14日（火）	町ホームページ・ 窓口
質問受付期間	令和7年10月29日（水） 16時まで	電子メール
質問回答	令和7年10月31日（金）	電子メール・HP
参加意思表明書及び提案書受付期限	令和7年11月 7日（金） 16時まで	
第一次審査 書類審査	令和7年11月10日（月）から 令和7年11月13日（木）まで	
第一次審査結果通知	令和7年11月14日（金）	電子メール・郵送
第二次審査 プレゼンテーション審査	令和7年11月20日（木）	
二次審査結果通知	令和7年11月28日（金）	電子メール・郵送
契約締結予定	令和7年12月 4日（木）頃	

※参加表明書の提出後、質疑回答の内容等により本審査の参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6. 質疑

本業務について質疑がある場合は、以下により提出するものとする。

1) 提出書類

質問書（様式1）

2) 受付期間

公示の日から令和7年10月29日（水）16時までに必着

3) 提出方法

電子メールで送付すること。件名は「一本松公園整備基本計画策定業務プロポーザルについての質疑（会社名）」とし、メール送付の旨を電話で連絡するものとする。

4) 回答の方法

令和7年10月31日（金）に宇美町HPに公表及び電子メールにて回答を送付する。

質問をした会社名については、非公表とする。

7. 参加意思表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加を表明するものとする。

1) 提出書類

番号	提出書類	備考
参加意思表明書		
1	参加意思表明書（様式2）	
2	会社概要書（様式3）	・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）の写しを添付すること。 ・資本金、事業所、職員数等の会社の概要がわかるパンフレット等を添付すること。
3	業務実績調書（様式4）	・平成27年度以降に受注した本業務と同種・類似業務の実績を記載すること。 ・業務実績内容が分かる契約書等の写しを添付すること。
4	業務実施体制調書（様式5-1）	・本業務を担当する者を全て記載すること。
5	配置予定者（管理技術者・照査技術者・担当技術者）調書（様式5-2）	・配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証明書の写し等）を添付すること。 ・職務経歴書を添付すること。 ・様式5-1に記載した担当者全ての調書を作成すること。
6	国税及び地方税等を滞納していない証明	
企画提案書		
1	企画提案書（様式任意）	・提案書の枚数は、A4版片面印刷の場合には12枚以下（両面印刷の場合は6枚以下）、A3版片面印刷の場合は6枚以下とする。ただし、表紙は枚数に含まない。
2	参考見積書（様式任意）	・積算内訳書を添付すること。 ・金額には消費税及び地方消費税を含むこと。
3	誓約書（様式6）	

2) 受付期間

公示の日～令和7年11月7日（金）16時必着

3) 提出部数・提出方法

①参加意思表明書

- ・参加意思表明書（様式2）は1部提出すること。
- ・提出書類番号2から6までは正本を1部、副本を9部提出すること。また、書類は左側2穴、2箇所ホッチキス止めで提出すること。

②企画提案書

- ・提出書類番号1及び2は正本を1部、副本を9部提出すること。また、書類は左側2穴、2箇所ホッチキス止めで提出すること。
- ・誓約書（様式6）は1部提出すること。

4) 提案書の記載内容

提案書については、次に定める項目について記載すること。

①一本松公園の現状認識

一本松公園のポテンシャルや整備・運営における課題などについて整理し、認識を記載。

②業務実施方針

本業務を実施するに当たっての取組方法を具体的に記載。

③業務工程

本業務に関する具体的な工程を記載。なお、本町が想定する策定スケジュールの概略は概ね以下のとおりである。

時 期	内 容
令和7年12月～令和8年4月	現況・関連計画整理、ゾーニング案作成
令和8年5月～令和8年11月	施設の配置計画、整備運用方針設定
令和8年12月～令和9年2月	基本計画図・鳥瞰図作成
令和9年3月	基本計画策定

④その他独自の提案

本町の特性や社会情勢の変化を踏まえた一本松公園の位置付けに関する提案や、業務を遂行する上でのアピールポイント、その他独自の提案について記載すること。ただし、提案内容については別紙仕様書の業務内容と併せ、見積金額内で実施できるものに限る。（見積金額内で実施できないものを記載した場合は、失格とする場合がある。）

（独自提案の例：官民連携手法に関する独自提案、住民参画に関する独自提案など）

5) 辞退届

参加意思表明書等の書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

8. 審査・選定

審査及び選定は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）の二段階で行うものとし、宇美町職員によって構成される評価選定委員会により次の方法で審査を実施する。

1) 一次審査（書類審査）

提出された提案書及びその他提出書類について審査を行う。

①評価基準

番号	審査項目	評価視点	配点
1	業務実施体制	十分な人員及び町との密な連絡体制が確保され、業務遂行のための組織体制が整っているか。	15
		担当者の保有資格や同種業務・類似業務の経歴から、高い業務遂行能力が期待できるか。	
2	業務実績	公園・広場に関する基本計画等の業務の実績があるか。コンペ・プロポーザルの受注実績を優先的に評価する。	15
3	見積額	見積額について、額が最も低い者を最高点として相対的に評価する。	
4	提案書の出来栄	提案書の内容が見やすく、わかりやすくまとめられているか。	30
5	一本松公園の現状認識	一本松公園の整備・運営における課題などについて十分に把握することができているか。(※)	
6	業務実施方針	業務を実施するに当たっての考え方や取組方法が具体的に示されているか。	
		方針が合理的、効果的と認められるか。	
7	業務工程	業務を遂行するための具体的かつ現実的な工程が提案されているか。	
8	その他独自の提案	提案に積極性があり、効果が期待できるか。(※)	
一次審査合計			60

②二次審査対象者の選定

- ・得点は、各設問項目の評価集計を行い最上位点と最下位点を控除してその他の平均点を算出し、その合計点とする。
- ・一次審査の得点が高い者から順に4者を選定し、二次審査の対象とする。4位となる者が2者以上あるときは、4位以上の者全てを二次審査の対象とする。
- ・一次審査の対象が6者を超える場合は、都市整備課にて番号1後段・2・3を採点し、上位から6者を一次審査の対象とする。
- ・上位の事業者が辞退又は失格になった場合は、次点の者を二次審査の対象に加える。
- ・参加者が4者に満たない場合は、参加者全員を二次審査の対象とする。
- ・一次審査で獲得できる最大の点数の6割を一次審査の基準点とし、一次審査の得点が基準点に満たない者は、上記の内容にかかわらず二次審査の対象としないこととする。参加者のうち基準点を満たす者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

③結果通知

一次審査実施後、全員に審査結果を通知する。

通知予定日：令和7年11月14日（金） 電子メール及び文書にて通知

④備考

（※）で表す審査項目は、二次審査においても評価を行う。

2）二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書をもとに、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

①プレゼンテーションの実施方法

- ・1者の持ち時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内の計35分以内とする。
- ・プレゼンテーションは提案書に基づいて実施するものとし、追加の資料を配布することはできない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- ・パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター及びスクリーンは当町で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。なお、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に事務局に連絡をするものとする。
- ・会場に入室できる人数は3名までとし、受託後に本業務を担当する予定の者が説明及び質疑応答を行うものとする。

②予定日時・会場

日時：令和7年11月20日（木）

会場：宇美町役場 本館1階 多目的ホール

③評価基準

番号	審査項目	評価視点	配点
1	プレゼンテーション及び 質疑応答	本業務に対しての熱意や積極性が感じられるか。	30
2		プレゼンテーションの内容が分かりやすく、説得力があるか。	
3		質疑に対して適切に応答できるか。	
4		一本松公園の整備・運営における課題などについて十分に把握することができているか。(※)	10
5		提案に積極性があり、効果が期待できるか。(※)	
二次審査合計			40

④優先交渉権者の選定

- ・二次審査の得点は、各設問項目の評価集計を行い最上位点と最下位点は控除してその他の平均点を算出し、その合計点とする。
- ・一次審査の合計得点に二次審査の合計得点を加えたものを総合得点とし、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

- ・総合得点が高数の者が複数あり、点数によって優先交渉権者を選定できない場合は、審査員の合議により優先交渉権者を選定する。
- ・二次審査で獲得できる最大の点数の6割を二次審査の基準点とし、二次審査の得点が基準点に満たない者は、上記の内容にかかわらず候補者としなないこととする。参加者のうち基準点を満たす者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

⑤結果通知

審査の実施後、二次審査の対象者全員に対し、審査結果を通知する。

通知予定日：令和7年11月28日（金） 電子メール及び文書にて通知

⑥備考

（※）で表す審査項目は、二次審査においても評価を行う。

9. 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- （1）実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- （2）実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- （3）提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- （4）提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （5）二次審査までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- （6）審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- （7）参考見積金額が業務上限額を超過したとき。
- （8）著しく信義に反する行為があったとき。

10. 契約

- ・優先交渉権者の選定後、提案内容に基づき業務仕様について町と協議のうえ決定し、契約を締結する。提案内容の一部を変更して仕様を決定する場合は、必要に応じて再度見積書を徴する。
- ・優先交渉権者との協議が不調に終わった場合又は失格事項に該当することとなった場合は、次順位者を候補者とする場合がある。
- ・業務により作成された成果品に関するすべての権利は宇美町に帰属する。
- ・契約にあたっては、宇美町契約規則第26条の規定により契約保証金の納入を要する。

11. その他

- ・提案書の作成等応募に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、宇美町は必要な範囲において、提案書の内容を応募者の承諾なしに無償で利用できるものとする。
- ・本プロポーザルの応募に要する費用は、応募事業者の負担とする。
- ・提出された提案書は返却しない。
- ・審査経過、審査結果、審査方法等に関する質問及び異議申立ては、一切受け付けないものと

する。また、選定後に優先交渉権者が不適切と判断された場合は、契約を締結しない場合もある。この場合において、宇美町は損害賠償の責は負わないものとする。

- ・情報公開請求があった場合は、宇美町の保有する情報の公開に関する条例（平成13年宇美町条例第17号）の規定に基づき情報を開示することがある。ただし、参加者名、個人情報、企画提案内容については、全て非公開とする。

【問合せ先・書類提出先】

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場 都市整備課 都市計画係（担当：飯野・田中・清水）

TEL：092-934-3006 FAX：092-933-7512

E-mail：toshiseibi@town.umi.lg.jp